

改 定 案	現 行 告 示
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分にデッキプレート版（平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの（有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。）。以下同じ。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。</p> <p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>第一 床版又は屋根版</p> <p>略</p> <p>一 略</p> <p>二 鋼板は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 構造用鋼材を用いること。</p> <p>ロ 折れ、ゆがみ、欠け等による耐力上の欠点のないものとする。</p> <p>ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。</p> <p>日本工業規格（以下「JIS」といふ。）G33351（デッキプレート）<u>11003</u>に適合する形状とする。</p> <p>厚さは、<u>1.2</u>ミリメートル以上とする。</p> <p>高さは、<u>51</u>ミリメートル以上とする。</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分にデッキプレート版（平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの（有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。）。以下同じ。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。</p> <p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>第一 床版又は屋根版</p> <p>略</p> <p>一 略</p> <p>二 鋼板は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 構造用鋼材を用いること。</p> <p>ロ 折れ、ゆがみ、欠け等による耐力上の欠点のないものとする。</p> <p>ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。</p> <p>日本工業規格（以下「JIS」といふ。）G33351（デッキプレート）<u>1179</u>に適合する形状とする。</p> <p>厚さは、<u>1.2</u>ミリメートル以上とする。</p> <p>高さは、<u>51</u>ミリメートル以上とする。</p>

みぞ下寸法は、三十八ミリメートル以上とする。寸法。

みぞ上寸法は、五十八ミリメートル以上とする。寸法。

単位幅は、二百五ミリメートル以下とする。寸法。

みぞの方向の有効長さは、一・八メートル以下とする。寸法。

二・ホ 略

三 略

第二 接合

略

一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。

イ 略

ロ 鋼板に設けたみぞの方向の端部において接合する場合には、当該鋼板の各みぞの下フランジにおいて接合しなければならない。

八・二 略

二 略

第三・第四 略

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

みぞ下寸法は、三十八ミリメートル以上とする。寸法。

みぞ上寸法は、五十八ミリメートル以上とする。寸法。

みぞピッチは、二百五ミリメートル以下とする。寸法。

みぞの方向の有効長さは、一・八メートル以下とする。寸法。

二・ホ 略

三 略

第二 接合

略

一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。

イ 略

ロ 鋼板に設けたみぞの方向に垂直な方向の端部において接合する場合には、当該鋼板の各みぞの下フランジにおいて接合しなければならない。

八・二 略

二 略

第三・第四 略

附 則

この告示は、公布の日から施行する。